



新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ

☎長浜市コロナワクチンコールセンター ☎050-5526-1358
新型コロナウイルスワクチン接種推進室 ☎65-6379

65歳以上の人の接種予約が始まりました

6月1日(火)から65歳以上の人の接種予約を受け付けます。接種を希望する人は、下記の方法で予約してください。

接種方法	予約方法	
	ウェブ予約	電話予約
集団接種 (市の特設会場で接種)	QRコードを読み取ってください	長浜市コロナワクチンコールセンター ☎050-5526-1358 (毎日9時~20時)
個別接種 (開業医などで接種)	希望する医療機関へ直接電話予約	

64歳以下の人の接種券を6月下旬頃に発送します

16歳~64歳の人の接種券を6月下旬頃に発送します。予約開始は、**基礎疾患のある人**と高齢者施設等で従事する人、60歳~64歳の人は7月1日(木)から、それ以外の人は8月1日(日)からを予定しています。
※それぞれの日程は、ワクチンの供給状況によって変更する場合があります。

対象者	接種券の発送	予約開始日	接種開始日
75歳以上の人	3月29日(月)発送済	予約受付中	接種開始済
65歳~74歳の人		6月1日(火)	6月下旬頃
基礎疾患のある人 高齢者施設等で従事する人 60歳~64歳の人	6月下旬	7月1日(木)	7月下旬頃
上記以外の人		8月1日(日)	8月下旬頃

国が定める「基礎疾患のある人」とは(令和3年3月19日現在)

1. 以下の病気や状態の人で、通院または入院している人

- (1) 慢性の呼吸器の病気
- (2) 慢性の心臓病(高血圧を含む)
- (3) 慢性の腎臓病
- (4) 慢性の肝臓病(肝硬変など)
- (5) インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病
または他の病気を併発している糖尿病
- (6) 血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く)
- (7) 免疫の機能が低下する病気(治療中の悪性腫瘍を含む)
- (8) ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- (9) 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- (10) 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸しょうがい等)
- (11) 染色体異常
- (12) 重症心身しょうがい(重度の肢体不自由と重度の知的しょうがいとが重複した状態)
- (13) 睡眠時無呼吸症候群
- (14) 重い精神疾患(精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、または自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する場合)や知的しょうがい(療育手帳を所持している場合)

2. 基準(BMI 30以上)を満たす肥満の人

BMIは、体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)で計算します。
【BMIの計算例】身長170cmで体重87kgの場合、87÷1.7÷1.7=30.1
※基礎疾患があることを証明するための**診断書は不要**です。予診票に記載し、必要がある場合は、問診で病気や治療の状況などを確認します。

毎月第2土曜日は市民献血デーです。献血へのご協力をお願いします。6月12日(土) 西友長浜楽市店10時~11時30分、13時~15時30分 詳細は滋賀県赤十字献血センターホームページまで。☎健康企画課☎65-7779

6月の児童手当現況届の提出は郵便でお願いします

☎子育て支援課 ☎65・6554

児童手当を受給している人は、毎年6月に現況届の提出が必要です。現在受給中の人に、現況届の用紙等を黄色の児童手当専用封筒に入れて郵送します。必要事項を記入し、添付書類とともに返信用封筒で提出してください。添付書類は、郵送する書面をご確認ください。

※ぴったりサービス(マイナポータル)による電子申請をする場合は、内閣府ホームページで申請方法をご確認ください。
【受付期間】
6月1日(火)~30日(水)
※現況届の提出が遅れると、児童手当の振込が遅れることがあります。



新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料の減免制度

☎保険年金課 ☎65・6512
〒526-8501 八幡東町632

国民健康保険に加入している次の対象世帯は、減免制度をご利用できます。

【対象世帯】

- ① 新型コロナウイルス感染症により重篤な傷病を負った世帯
 - ② 世帯の主たる生計維持者が事業などの廃業や失業した世帯
 - ③ 世帯の主たる生計維持者の収入が、前年と比べて30%以上の減少が見込まれる世帯(ただし、前年所得の合計額が1,000万円以下、かつ、減少した所得以外の所得が400万円以下であること)
- ※世帯の主たる生計維持者とは、世帯主または国保加入者のうち収入が多い人

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限がある令和3年度分の保険料

【減免割合】

- ① にあてはまる世帯…全額免除
- ② または③ にあてはまる世帯…対象保険料の一部または全部

令和4年3月31日(木)必着
【申請方法】
○ 担当課窓口で直接申請
○ 市ホームページから申請書をダウンロードし、直接または郵送で担当課に提出



ストップ！コロナ差別

☎人権施策推進課 ☎65・6560

過剰な反応は差別につながります

感染者や濃厚接触者を過剰に避けたり、非難したりする差別や偏見が生まれています。また、感染者と同じ地域に住んでいるといったことだけで持つ偏見や、心ない言動が、人権侵害につながることもあります。

正しい知識・情報に基づいて行動しましょう

情報収集の際には、公的機関の発信する情報を選んで、真偽を確認し、うわさに惑わされないよう意識をしましょう。



新型コロナウイルス感染症に関する様々な差別的取扱いが報告されています。こうした偏見や差別は決して許されません。

- × 回復しているのに出社を拒否される。
- × 感染者が発生した学校の学生やその家族に対して来店を拒否する。
- × 感染者個人の名前や行動を特定し、SNS等で公表・非難する。
- × 感染したことを理由に解雇される。

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室作成資料より抜粋

長浜市新型コロナウイルス感染症関連情報・ワクチン接種情報	新型コロナウイルス感染症対策(内閣官房)	新型コロナウイルスに関するQ&A(一般の方向け)(厚生労働省)	新型コロナウイルス感染症について(厚生労働省)

日々情報・知識が更新されています。ぜひご覧ください。

新型コロナ人権相談ほっとライン
電話・FAX: 077-523-7700
受付日時: 月・火・水・金(祝日・年末年始除く)
10:00~12:00、13:00~16:00

インターネットでの受付はこちら→

ヘイトスピーチ解消法が施行されて6月3日で5年になります。特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動は許されるものではありません。違いを認め、互いの人権を尊重し合う社会をともに築きましょう。☎人権施策推進課☎65-6560